

石川県公報

平成 26 年 3 月 18 日 (火曜日)

号 外

(第 27 号)

目 次

人事委員会	
○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1	○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1
	○平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則 1

人 事 委 員 会

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の特殊勤務手当実績簿に記入すべき事項を電磁的記録により保管する場合は、当該特殊勤務手当実績簿を備えることを要しない。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「及び学校職員条例第三条第四項の人事委員会規則」を「の人事委員会規則」に、「条例第一条第四項及び学校職員条例第三条第四項」を「同項」に改め、「八週間後の日までの期間」の下に「とし、学校職員条例第三条第四項の人事委員会規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする十六週間後の日までの期間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十八日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 平成十九年昇給等抑制職員 平成十九年一月一日において一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。)第四条第六項の規定による昇給(以下単に「昇給」という。)等が抑制された職員であつて第五条に規定するものをいう。
- 二 平成二十年昇給等抑制職員 平成二十年一月一日において昇給等が抑制された職員であつて第六条に規定するものをいう。
- 三 平成二十一年昇給等抑制職員 平成二十一年一月一日において昇給等が抑制された職員であつて第七条に規定するものをいう。

(平成二十六年四月一日において号給の調整を行う職員)

第二条 給与条例附則第二十九項の人事委員会規則で定める職員であつて同項の規定の適用がないものとした場合に平成二十六年四月一日(以下「調整日」という。)に受けることとなる号給の三号給上位の号給とするものは、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員(次項第二号及び第三項第二号に該当する職員を除く。)とする。

2 給与条例附則第二十九項の人事委員会規則で定める職員であつて同項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の二号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二のみに該当する職員(次項第二号に該当する職員を除く。)
- 二 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の二号給下位の号給を受ける職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

3 給与条例附則第二十九項の人事委員会規則で定める職員であつて同項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二のみに該当する職員
- 二 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の一号給下位の号給を受ける職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

第三条 給与条例附則第三十項の人事委員会規則で定める職員であつて同項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の二号給上位の号給とするものは、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員(次項第二号に該当する職員を除く。)とする。

2 給与条例附則第三十項の人事委員会規則で定める職員であつて同項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二のみに該当する職員
- 二 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の一号給下位の号給を受ける職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

第四条 給与条例附則第三十一項の人事委員会規則で定める職員であつて同項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とするものは、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員とする。

第五条 平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年一月一日において一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第五号。以下「平成十八年改正規則」という。)附則第六項(平成十八年改正規則附則第九項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正規則附則第六項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのを「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員(次に掲げる職員を除く。)

イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石

川県人事委員会規則第三号。以下「給与規則」という。)第二十三条第三項、第二十六条第二項(給与規則第二十八条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第四十一条の規定により号給を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない給与規則別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員

ハ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員(以下「個別承認職員」という。)

ニ 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年石川県条例第四号)第二条第一項若しくは公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)第四条第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち人事委員会の定めるもの

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

一 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正規則附則第五項(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成十九年石川県人事委員会規則第三号)の規定による改正前の平成十八年改正規則附則第五項及び平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十五年石川県人事委員会規則第三号)附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正規則附則第五項を含む。以下この条において「平成十八年改正規則附則第五項」という。)の規定により号給を決定された職員のうち、平成十八年改正規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日))前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に給与規則第十七条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、給与規則第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に給与規則第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日))前となる職員及び給与規則第四十一条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成十九年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十八年十二月三十一日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第一号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。次条第五号ロ及び第七条第五号ロにおいて同じ。)であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第六条 平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成十九年石川県人事委員会規則第二号)附則第二項の規定により昇給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、同項中「定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から一を減じて得た数」とあるのを「定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)」と読み替えた場合における同項の規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正規則附則第五項(平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正規則附則第五項を含む。以下「平成十八年改正規則附則第五項」という。)の規定により号給を決定された職員のうち、平成十八年改正規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年十一月一日(平成十八年改正規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。))

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に給与規則第十七条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、給与規則第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正規則附則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日(平成二十二年一月一日以後に給与規則第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十九年十一月一日(平成十八年改正規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となる職員及び給与規則第四十一条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十九年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった

日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員
七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第七条 平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において給与規則第三十六条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成二十年石川県人事委員会規則第三号)附則第四項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

二 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、平成十八年改正規則附則第五項の規定により号給を決定された職員のうち、平成十八年改正規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成二十年十一月一日(平成十八年改正規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日))前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に給与規則第十七条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、給与規則第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日(平成二十二年一月一日以後に給与規則第二十三条第三項又は第二十六条第二項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成二十年十一月一日(平成十八年改正規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日))前となる職員及び給与規則第四十一条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成二十年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号又は前号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第八条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員(休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第九条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(平成十八年改正規則の一部改正)

2 平成十八年改正規則の一部を次のように改正する。

平成十八年改正規則附則第五項中「平成十九年一月一日以後」を「平成二十六年四月一日(以下この項において「調整日」という。)以後」に改め、「第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者」の下に「(調整日において二十八歳に満たない職員を除く。)」を加え、「平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を」を「当該」に、「平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで(平成二十五年四月一日以後に新たに職員となり、同日において四十五歳に満たない職員にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで)の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで

二 調整日において四十六歳に満たない職員(次号及び第四号に掲げる職員を除く。) 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

三 調整日において四十五歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで

四 調整日において四十歳に満たない職員 平成十九年一月一日